

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの出席停止期間は法律で決められています！

(学校保健安全法施行規則第19条 令和5年4月28日改正・5月8日施行)

新型コロナウイルス感染症 『発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで』

インフルエンザ 『発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで』

※ 受診しなければ出席停止扱いになりません。
熱が出た翌日に、必ず受診して下さい。

① 発症	主に症状(熱)が出た当日	発症から1日目	発症から2日目	発症から3日目	発症から4日目	発症から5日目	発症6日目
(例) Aくん	39.3℃	熱が平熱に下がった日	熱が下がり1日目	熱が下がり2日目			
② 熱							

発症から1日目に熱が下がったAくん、発症から2日目に熱が下がったBさんですが、ともに【発症後5日を経過】するまで出席停止となります。発症から6日目に登校可能となります。

① 発症	主に症状(熱)が出た当日	発症から1日目	発症から2日目	発症から3日目	発症から4日目	発症から5日目	発症6日目
(例) Bさん	39.3℃	38.4℃	熱が平熱に下がった日	熱が下がり1日目	熱が下がり2日目		登校可能
② 熱							

発症から3日目に熱が下がったCさんは、【発症後5日を経過】【熱が下がり2日を経過】するまで出席停止となります。発症から6日目・熱が下がり3日目に登校可能となります。

① 発症	主に症状(熱)が出た当日	発症から1日目	発症から2日目	発症から3日目	発症から4日目	発症から5日目	発症6日目
(例) Cさん	39.3℃	38.4℃	38.0℃	熱が平熱に下がった日	熱が下がり1日目	熱が下がり2日目	熱が下がり3日目
② 熱							

発症から4日目に熱が下がったDくんは、【熱が下がり2日を経過】するまで出席停止となります。熱が下がり3日目に登校可能となります。

① 発症	主に症状(熱)が出た当日	発症から1日目	発症から2日目	発症から3日目	発症から4日目	発症から5日目	熱が下がり3日目
(例) Dくん	39.3℃	38.4℃	38.0℃	37.9℃	熱が平熱に下がった日	熱が下がり1日目	熱が下がり2日目
② 熱							

発症から5日目に熱が下がったEさんは、【熱が下がり2日を経過】するまで出席停止となります。熱が下がり3日目に登校可能となります。

① 発症	主に症状(熱)が出た当日	発症から1日目	発症から2日目	発症から3日目	発症から4日目	発症から5日目	熱が下がり3日目
(例) Eさん	39.3℃	38.4℃	38.0℃	37.9℃	37.7℃	熱が平熱に下がった日	熱が下がり1日目
② 熱							

① 発症	主に症状(熱)が出た当日	発症から1日目	発症から2日目	発症から3日目	発症から4日目	発症から5日目	熱が下がり3日目
(例) Fさん	39.3℃	38.4℃	38.0℃	37.9℃	37.7℃	37.8℃	熱が平熱に下がった日
② 熱							

発症から6日目に熱が下がったFさんは、【熱が下がり2日を経過】するまで出席停止となります。熱が下がり3日目に登校可能となります。

学校に連絡頂く際、お伝え頂きたいこと

- ① 感染症と診断された日にち
- ② 診断を受けた病院名
- ③ 診断された感染症名・インフルエンザの型(A型か、B型か)
- ④ 症状(熱等)が開始した日
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザの場合、発症から5日目に、再度、学校と連絡を取り合う(熱が下がったのはいつか、確認)
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ以外の感染症の出席停止期間は主治医に従う

